

## 群馬大学国際センター規程

平成 29 年 5 月 1 日 制定

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学学則第 8 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学国際センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第 2 条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における国際化の拠点として、大学全体の国際化を戦略的に推進することを目的とする。

### (業 務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際化のための戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 国際的な学術交流を推進するための調査・研究に関すること。
- (3) 外国人研究者との共同研究や受入れの推進に関すること。
- (4) 研究者の海外派遣に関すること。
- (5) 学生の海外派遣に関すること。
- (6) 外国人留学生（学位取得を目的として学部等に在籍する留学生を除く。）に対する教育プログラムの企画及び実施に関すること。
- (7) 外国人留学生に対する生活上の助言・相談に関すること。
- (8) 学部等における学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れに係る支援に関すること。
- (9) 日本語・日本事情教育及びその関係領域に関する調査・研究に関すること。
- (10) その他本学の国際化に関し必要な事項

### (職 員)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) その他必要な職員

### (センター長)

第 5 条 センター長は、本学の教員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2 年を超えない範囲内で学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。また、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副センター長)

第 6 条 副センター長は、本学の教員のうちセンター長の同意を得て学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(国際戦略室)

第7条 本学における国際化のための基本方針，戦略，中期計画，年度計画等の立案，新規事業の企画及び国際化に関する調査・研究を実施するため，センターに国際戦略室を置く。

2 国際戦略室については，別に定める。

(国際交流委員会)

第8条 センター業務を円滑に実施するため，センターに国際交流委員会を置く。

2 国際交流委員会については，別に定める。

(日本語予備教育コース等)

第9条 センターに，予備教育を行う日本語予備教育コースその他必要な教育コースを置く。

2 日本語予備教育コースその他の教育コースに関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は，国際課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は，学長が行う。

附 則

1 この規程は，平成29年5月1日から施行する。

2 群馬大学国際教育・研究センター規程（平成20年12月1日制定）は，廃止する。